

令和5年10月4日

報道関係者各位

生駒市

## 下水道使用料の賦課漏れについて

市内の下水道供用開始区域において、下水道に接続されているにもかかわらず、下水道使用料を賦課していない事案が判明しましたので下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 事案の概要

下水道管の老朽化の程度や損傷状況を確認する調査において、下水道使用料が賦課されていない住宅があることが判明しました。これを受けて、関係書類等による調査を行ったところ、平成5年から平成27年の間に11件の賦課漏れがあることが判明しました。

#### 2 賦課漏れ額

件数	賦課漏れ額	金額の内訳	
		遡及賦課額 ※	時効による消滅額
11件	3,518,311円	1,274,800円	2,243,511円

※時効が未到来で遡及して請求する金額。地方自治法第236条(金銭の消滅時効)の規定に基づき、下水道使用料は5年経過すると時効により消滅します。

#### 3 賦課漏れの原因

集中浄化槽から下水道への切り替えや住宅建て替えに伴う届出の際に、下水道使用料を賦課することとなりますが、当時はそのチェック体制が適正に機能していなかったことが主な要因です。

#### 4 今後の対応

賦課漏れが判明した下水道使用者を順次個別訪問し、お詫びと説明の上、使用料の支払いをお願いします。なお、支払方法については分割納付など柔軟に対応していきます。

#### 5 見解と再発防止策

負担の公正・公平性を損なう事態を招いたこと、また遡及して下水道使用料の納入をお願いすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。今後はこのような事案が起らないよう賦課入力作業においては複数職員によるチェック体制をさらに徹底します。

また、下水道接続状況の確認調査を継続的に実施します。

【問合せ】生駒市下水道課 担当:細谷  
TEL0743-74-1111(内線 3550)